・掲載した情報は、環境省による暫定的な翻訳であり、また最新のものとは限りません。また、全ての関係する法令等が網羅されているわけではありません。
・最新の正式な情報についてのご確認は、各国のフォーカルポイント（連絡先）を通じて、関係する法令等の原文において行われるようお願いいたします。
【環境省暫定訳】

特別号

ケニア官報補遺第 181 号（法令第 47 号）

ケニア共和国
ケニア官報補遺
2013 年法令
2013 年 12 月 27 日、ナイロビ

目次

法令 ページ
2013 年野生生物保全管理法……1235

原文タイトル：The Wildlife Conservation and Management Act, 2013
原文リンク：
https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/FDFC6187-B1D0-A56B-D543-3A28CA4B333C/attachments/WildlifeConservationandManagement%20Act2013.pdf
（**最終アクセス日**：令和 2 年 6 月 24 日）

2013 年野生生物保全管理法

2013 年第 47 号

承認日：2013 年 12 月 24 日

施行日：2014 年 1 月 10 日

節

第 1 編　序

1 - 略称
2 - 適用範囲
3 - 解釈
4 - 一般原則
5 - 野生生物保全管理国家戦略

第 2 編　公社の設立

6 - ケニア野生生物公社
7 - 公社の機能
8 - 評議員会
9 - 評議員会の機能及び権限
10 - 評議員会の会合
11 - 代表者の任命
12 - 公社の職員
13 - 事務所の設立

第 3 編　財務条項

14 - 公社の財源
15 - 財務年度
16 - 年間概算
17 - 会計及び監査

第 4 編　野生生物の規制機構

18 - 野生生物保全及び補償委員会
19 - カウンティ野生生物保全及び補償委員会
20 - 委員会は専門家を招へいできる
21 - 委員の報酬
22 - バイオプロスペクティング

第 5 編　野生生物基本財産基金の設立

23 - 野生生物基本財産基金
24 - 野生生物補償制度

補償

25 - 人身傷害又は死亡又は物的損害に対する補償

第 6 編　保全、保護及び管理

26 - 適用する環境法
27 - 承認された環境法の免除は認められない
28 - 適用する水法
29 - 持続可能な利用の要求事項
30 - 禁止事項
31 - 保護区域の宣言
32 - 国立公園の宣言
33 - 湿地の保全及び管理
34 - 国立公園又は海洋保護区 (marine protected area) の境界の変動又は廃止
35 - 国立保護区の宣言
36 - 海洋保全区域の宣言
37 - 国立保護区の境界の変動又は廃止
38 - 国立公園の一部の交換
39 - 保護区又は禁猟区の設置

40 - 地域社会の野生生物協会及び野生生物管理者
41 - 地域社会の野生生物協会及び野生生物管理者の機能
42 - 寄付及び遺贈
43 - 管理の基準
44 - 管理計画
45 - 採鉱及び採石に対する同意
46 - 絶滅のおそれのある (endangered and threatened) 生態系の保護
47 - 絶滅のおそれのある (Endangered and threatened) 種
48 - 禁止されている種に関与する制約のある活動
49 - 種の再生計画

第 7 編　野生生物研究研修機関の設立

50 - 野生生物研究研修の設立
51 - 機関の目標及び目的
52 - 機関の機能
53 - 機関の理事会
54 - 任期及び明渡し
55 - 機関の理事会の会合運営
56 - 利益の開示
57 - 機能の委任
58 - 理事及びその他スタッフの任命
59 - 研究許可証
60 - 野生生物データベースの形成
61 - 公文書等にアクセスできる理事
62 - 野生生物のデータへのアクセス
63 - 機関の資金
64 - 監視機構

第 8 編　保全命令、地役権及びインセンティブ

65 - 保全命令及び地役権
66 - 野生生物保全命令及び地役権の申請

67 - 野生生物保全命令及び地役権を執行する手続き
68 - 野生生物保全命令及び地役権の登録
69 - 野生生物保全命令及び地役権の補償
70 - インセンティブ及び利益配分
71 - 合理的にアクセスする権利
72 - 持続可能な利用及び開発
73 - 担当長官は規制を定めることができる
74 - 野生生物の移動
75 - 相互共存
76 - インセンティブ及び利益配分に関する指針

第 9 編　ヒトと野生生物の衝突

77 - 有害動物
78 - 違法に動物を傷つける行為

第 10 編　許認可及び規制

79 - 許認可
80 - 野生生物利用者の権利
81 - 野生生物利用者の権利の譲渡
82 - 野生生物利用者の権利の取消し
83 - ガバメント・トロフィー (Government trophies)
84 - トロフィーの売買 (Dealing in trophies)
85 - 許可証の申請及び発行
86 - 許可証の失効
87 - 許可証及び認可証の記録及び登録

第 11 編　違反及び罰則

88 - 管理計画に関する違反
89 - 汚染に関する違反
90 - 保全命令及び地役権に関する違反

91 - 認可証及び許可証に関する違反
92 - 絶滅のおそれのある (endangered and threatened) 種に関する違反
93 - 侵入生物に関する違反
94 - 野生生物保全区域内を飛行する航空機に関する違反
95 - トロフィー (trophies) 及びトロフィーの売買 (trophy dealing) に関する違反
96 - スポーツハンティングに関する違反
97 - 生活のための狩猟に関する違反
98 - ブッシュミート (bush-meat) の取引のための狩猟に関する違反
99 - 野生生物種の輸入及び輸出
100 - 補償に関する違反
101 - 合法的な命令の不遵守に関する違反
102 - 保護区規制の不履行
103 - 法人による違反
104 - 一般条項
105 - 喪失
106 - 義務履行中の違反行為
107 - 検察官の権限
108 - 本法の違反の抑制

第 12 編　国際条約、協定及び合意

109 - ケニアが批准した国際文書、協定及び合意

第 13 編　実施及び遵守

110 - 権限ある当局者の権限
111 - 仮設障壁の設置
112 - 火器の使用

第 14 編　雑則

113 - 公印
114 - 個人賠償責任からの保護

115 - 損害賠償責任
116 - 規制
117 - 係争
118 - Cap. 376 の廃止
119 - 暫定規定

第 1 附則 - 事業運営及び評議員会の業務に関する規定
第 2 附則 - 第 1 編：公社職員に関する規定
第 3 附則 - 補償が支払われる野生生物種
第 4 附則 - 市民協議に関する規定
第 5 附則 - 管理計画
第 6 附則 - 国家的に掲載される深刻な危機 (CRITICALLY ENDANGERED) 種、危急 (VULNERABLE) 種、準絶滅危惧 (NEARLY THREATENED) 種及び保護種
第 7 附則 - 侵入生物の国家リスト
第 8 附則 - 消耗的な野生生物の利用
第 9 附則 - スポーツ及び娯楽のハンティングにおける違反及び罰則に関係した野生生物のカテゴリー
第 10 附則 - ゲーム・ファーミング (GAME FARMING) が許可されうる野生生物種
第 11 附則 - 国立公園、海洋保護区 (MARINE PROTECTED AREAS) 及び禁猟区

2013 年野生生物保全管理法

ケニアの野生生物の保護、保全、持続的利用及び管理、並びにこれに関連した目的について規定するための議会制定法。

ケニア議会は、以下を制定する。

第 1 編　序

1. 本法は、2013 年野生生物保全管理法と呼称することができる。

2. 本法は、公有地、共有地及び私有地、並びにケニア領海に関する全ての野生生物資源に対して適用されるものとする。

3. (1) 本法では、文脈上他の意味に解釈すべき場合を除き、

「航空機」とは、係留可能、操縦可能又は自由に移動可能か、又は人力で制御されている又は方向づけられているかを問わず、あらゆる種類の飛行機、飛行船、気球又は凧をいう。

「外来種」とは、ケニアに固有ではない種、又はその本来の自然分布域外へ移動させ、及び通常は本来の自然生息地で見られる在来種をいう。

「動物」とは、あらゆる種又はその子又はその卵をいうが、人間、又は家畜若しくはその子若しくはその卵と一般的に考えられるいかなる動物も含まれない。

「権限ある当局者」は、公社の一員、森林担当官、漁業担当官、警察官、税関職員、行政担当官、又は本法に基づき当該指名されたあらゆる者を含む。

「生物多様性」とは、複数の生態系を含む全ての源からの生物の間の変異性、及びそれらの生物が生息する複合した生態系をいい、生態系、種及び遺伝的多様性をもたらす。

「生物資源」は、現に利用され若しくは将来利用されることがある、又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又はその部分、個体群、及びその他生態系の生物的な構成要素を含む。

「バイオパイラシー」とは、資源の所有者に無断で、及び非強制的な事前の同意を得ず、並びに公正な補償及び利益配分を行うことなく、生物資源を探査することをいう。

「バイオプロスペクティング」とは、商業的価値のある遺伝資源及び生化学資源のための生物多様性の探査をいう。

「バイオテクノロジー」とは、物又は方法を特定の用途のために作り出し又は改変するため、バイオシステム、生物又はその派生物を利用する技術的応用をいう。

「担当長官」とは、野生生物に関する事項に対して現に責任を有する担当長官をいう。

「捕獲する」とは、野生生物の生捕、又はあらゆる野生生物の巣、卵若しくは子の採取を直接の目的とするあらゆる行為を含む。

「地域社会」とは、所有者不明の土地、陸上資源又はそこから派生しうる利益に対する共通の遺産、利益又は利害関係を共有する個人又は家族の集団をいう。

「地域社会の野生生物協会」とは、本法の規定に基づき設立された協会を意味する。

「地域社会の野生生物偵察者」とは、本法に基づきその職務に任命された者をいう。

「権限ある当局」とは、以下をいう。

(a) 公有地に関しては、国家土地委員会。

(b) その他の土地に関しては、当該土地の所有者又はその使用、借用及びこれらに由来する利益を享受する権利を現に有する者。

「保全区域」とは、優れた環境、地勢、生物の多様性、文化遺産又は法律により望ましくない変化から保護されている歴史的重要性を有する一区画の土地、湖水又は

海洋をいう。

「保全命令」とは、本法第 65 節に基づき公布された野生生物保全命令をいう。

「回廊」とは、野生動物が定期的に生態系の一部から別の生態系へ移動する際に利用する区域をいう。

「カウンティ野生生物保全及び補償委員会」とは、本法第 18 節に基づき設立された委員会をいう。

「クロッピング (cropping)」とは、様々な製品を目的とした野生生物の採取をいう。

「防除」とは、管理目的により生態学的科学原理に基づいた野生生物の選択除去をいう。

「販売業者」とは、自らのため又は他者のためかどうかにかかわらず、自らが営む通常業務又は取引において以下を行う者をいう。

(a) 販売、購入、交換又はその他のいかなる方法によってもあらゆるトロフィー (trophy) の取引を行う。又は
(b) 裁断、彫刻、研磨、防腐、洗浄、マウント (mounts)[1] 若しくはその他の方法であらゆるトロフィー (trophy) を作製する。又は
(c) あらゆるトロフィー (trophy) を輸送若しくは運搬する。

「担当部局」とは、野生生物に関する事項に現に責任を有する中央政府の部局をいう。

「権限移譲」とは、国家野生生物機関が地方の区切られた地理的及び機能的な領域に、権利、権限及び責任を移譲することをいう。

「代表者」とは、第 11 節に基づき任命された公社の代表者をいう。

「分散」区域とは、1 年のうちの一定の期間、野生動物が移動する保護された野生生物保護区及び禁猟区に隣接又は周辺に位置する区域をいう。

[1] 環境省注：台への取付け等

「家畜」は、イヌ、ヒツジ、ブタ、ヤギ、ネコ、モルモット、ロバ、ウマ、ラクダ、アナウサギ、雄牛、雌牛、去勢牛、雄羊又はこれら動物の子を含む。

「家禽」とは、ニワトリ、アヒル、ガチョウ、七面鳥、カワラバト、又はこれらの卵若しくは子をいう。

「生態系」とは、植物、動物、微生物群及びこれらの非生物環境が機能的な単一体として相互作用する動的な複合体をいう。

「絶滅のおそれのある (endangered) 生態系」とは、例外的な生物多様性の価値を有する生態系、又は深刻な劣化を被った絶滅のおそれのある (endangered) 種若しくは固有種の生息地をいう。

「絶滅のおそれのある (endangered) 種」とは、本法第 4 附則において指定された若しくはその他の制定法によりその旨宣言された野生生物、又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES) の附属書において指定されたあらゆる野生生物をいう。

「固有種」とは、ケニアのみ又はケニアの一地域においてのみ発見され、及びその他の場所では発見されない植物又は動物の種をいう。

「環境影響評価」とは、1999 年環境管理調整法に基づき割り当てられた目的を有する。

「生息域外保全」とは、生物有機体の自然生態系及び生息地外の保全をいう。

「森林担当官」とは、2005 年森林法に基づき割り当てられた目的を有するものとする。

「ゲーム・ファーミング (game farming)」とは、野生生物の保全、取引及び再現のために、閉鎖及び管理された環境において野生生物を飼育することをいう。

「ゲーム・ランチング (game ranching)」とは、野生生物の保全、再現及び取引を営む意図をもって、広範囲の自然条件下で野生生物を管理することをいう。

「ガバメント・トロフィー (government trophy)」とは、本法の規定により、又は基づき、政府公認のトロフィー (Government trophy) であると宣言された記念品 (trophy) をいう。

「生息地」とは、野生生物が自然に発生し、及び野生生物が直接的又は間接的に依存する食料、植生及び水を提供する場所又は用地をいう。

「収穫」とは、植物又は植物由来物質の伐採、刈込み、結合、分割、樹皮除去、抽出又は引抜きをいう。

「有害物質」とは、ヒトの健康又は環境に有害である可能性のある化学物、廃棄物、気体、薬剤、薬品、植物、動物又は微生物をいう。

「名誉監視員」とは、第 12 (5) 節に基づき担当長官によって任命された名誉監視員をいう。

「狩りをする」は以下を意味する。

(a) 殺す、傷つける、狙撃すること。
(b) 何らかの方法で故意に邪魔をする又はいたずらをすること。
(c) 野生動物を殺す、傷つける又は狙撃する、その巣又は卵にいたずらをする目的で、野生生物を待ち構え又は探し求めること。

「生息域内保全」とは、生物有機体の自然生態系及び生息地内の保全をいう。

「警察の監察官」とは、国家警察法に規定される意味を有する監察官をいう。

「世代間の」とは、野生生物資源を有効利用する権利の行使において、将来世代の利益のために同資源を増強及び維持するための、現代世代による意識的な努力をいう。

「世代間の公平さ」とは、野生生物資源の利用から衡平に利益を得るための現代世代内の人間の権利をいう。

「侵入生物」とは、実質的に自然分布域外に転位置させる非固有種であって、及び

他の固有種を支配し又は生息地を乗っ取るものをいう。

「土地」とはケニア憲法により割り当てられた意味を有する。

「利用許諾担当官」とは、担当長官の任命を受け、官報に掲載され、本法の目的により利用許諾担当官に就く者をいう。

「海中公園」とは、代表者の書面による許可がなければ漁業、建設工事又はいかなる侵害も許可されない保護された海洋地域をいう。

「海洋保護区 (marine protected area)」とは、そこにある水塊及び法律により保護されている関連する植物相、動物相、歴史的及び文化的特徴とともに、潮間帯及び潮下帯の区域を覆っている公園又は保護区をいい、並びに官報に掲載された境界内にみられる乾燥地を含む。

「海洋保護区 (marine reserve)」とは、自給漁業が許可されている海洋保護区 (marine protected area) をいう。

「肉」とは、新鮮であるか又は乾燥しているか、漬けられているか又は別段の方法で保存若しくは加工されているかどうかにかかわらず、野生種の脂肪、肉又は組織をいう。

制服を着用し及び訓練を受けた幹部の「構成員」とは、第 2 附則の第 1 編第 1 (2) (a) 項で規定されるいずれかの階級を保持する公社の構成員をいう。

「自動車両」とは、ホバークラフトとして一般的に知られる種類の車両を含む。

「多国間環境協定」とは、持続可能な環境管理に関して 3 か国若しくはそれ以上の締約国が関与する協定をいう。

「国家土地委員会」とは、憲法第 67 条に基づき設立された委員会をいう。

「国立公園」とは、特に生物の多様性並びに自然資源及び関連した文化資源の保護

及び維持に特化した、並びに合法的又はその他の効果的な方法を通じて管理される大陸及び／又は海洋の地域をいう。

「国立保護区」とは、本法又はその他の適用可能な制定法に基づき、自然保護区であると宣言した共有地の区域をいう。

「密猟」とは、野生生物の違法狩猟、違法捕獲及び違法収穫をいうが、本法の附則に掲載のとおり、広く及び一般に害虫又は害獣とみなされる種の抑制は含まない。

「有害動物」とは、人間の生活又は財産に、損害又は危害を加えた若しくは加えている野生生物をいう。

「保護区域」とは、関連する生態系サービス及び文化的価値とともに自然の長期保全を実現する為に、法律又はその他の効果的な手段を通じて認知され、専用化され、及び管理された、明確に定義された地理空間をいう。

「市民参加」とは、 とりわけ国営メディア、関連する協議機構及び公聴会の利用を通じて、一般市民が意思決定過程に積極的に関与することをいう。

「森林警備隊員」とは、制服を着用し及び訓練を受けた幹部の公社の構成員をいい、並びに伍長、軍曹、上級軍曹及び上級曹長を含む。

「禁猟区」とは、1 種以上の野生生物の保全及び保護のために、政府、地域社会、個人又は民間団体が確保し及び維持する土地、又は土地及び水域をいう。

「公社」とは、本法第 6 節に基づき設立されたケニア野生生物公社をいう。

「標本」とは、試験、検査、教育、調査又は研究に使用するための野生生物資源の一部をいう。

「スポーツハンティング」とは、娯楽及びトロフィー (trophy) 収集のために行う、許可された野生生物の追撃及び殺しの行為をいう。

「持続可能な利用」とは、将来世代の野生生物資源の利用を妥協することのない又は野生生物の生態系及び生息地の環境収容力を劣化させることのない、野生生物資源の当用をいう。

野生生物に関する「持続可能な管理」とは、持続可能な利用を構成するような利用のみを許可するための野生生物資源の管理をいう。

「絶滅のおそれのある (threatened) 生態系」とは、劣化の脅威にさらされている生物多様性の高い価値､若しくは絶滅のおそれのある (endangered) 種又は固有種の生息地を有する生態系をいう。

「絶滅のおそれのある (threatened) 種」とは、本法第 4 附則で規定された、又はその他の制定法に基づいてその旨宣言された、若しくは絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES) の附属書において指定された野生生物の種をいう。

「越境の／国境を越えた保全区域」とは、二国間若しくは多国間の国境を跨ぐ大きなエコリージョンの区域又は構成区域をいい、複数の資源利用区域とともに、単一若しくは複数の保護区域を包含する。

「トロフィー (trophy)」とは、生死の別を問わない野生種、及び骨、爪、卵、羽、毛、蹄、皮、歯、牙、又は人間の作業により加工されたか、付加されたか、若しくは変えられたかを問わず当該動物のその他のいかなる永続的な部位をいい、当該部位として認識できるものをいう。

「監視員」とは、上級曹長よりも上位の公社職員をいう。

「武器」とは、工具、器具、火器、弾薬、若しくは何らかの理由で野生動物を傷つける、又は殺すために使用できる道具をいう。

「湿地」とは、天然又は人工、恒久的又は一時的かを問わず、水が静水又は流水、淡水、半塩水、塩水であり、干潮時の水位が 6 メートルを超えない海水域を含む、沼地、沼沢地、ピート地帯又は水域をいう。

「野生生物」とは、陸上又は水中において構成する生息地又は生態系内の野生及び固有の動物、植物又は微生物若しくはそれらの一部とともに、ケニアに持ち込まれた又は定着した種をいう。

「野生生物保護区」とは、本法の規定に従い、野生生物保護の目的により、個人の土地所有者、法人、所有者団体又は地域社会が定めた土地をいう。

「野生生物保全区域」とは、野生生物及び生物の多様性の保全の目的で、法律により保護される土地、湖水又は海洋区域をいい、及び国立公園、国立保護区、動物保護区又は禁猟区を含めることができる。

「野生生物管理者」とは、野生生物保護区又は禁猟区を管理する目的で、公社に登録された者をいう。

「野生生物利用者の権利」とは、本法の規定に基づき、個人の土地所有者、法人、所有者団体又は地域社会が行使する利用者の権利を含む。

（中略）

第 4 編　野生生物の規制機構

（中略）

22. (1) 何人も、公社の助言に従い、担当長官からの許可証なく以下を行うことはできない。

(a) 野生生物資源に関わるバイオプロスペクティングに携わること。又は

(b) バイオプロスペクティング若しくはその他の類の研究を目的として、野生生物資源をケニアから輸出すること。

(2) 野生生物資源に関わるバイオプロスペクティングの実施を望む者は、所定の書式及び所定の手数料の支払により、当局に許可証を申請することができる。

(3) 当局は、申請書の審査において、提案されるバイオプロスペクティングにおいての以下の利害関係者が享受することのできる利益が保護されることを保証するものとする。

(a) 申請に関係する野生生物資源へのアクセスを提供又は許可する者であり、公的若しくは民営組織又は機関、又は地域社会を含む。

(b) 地域社会であり、

(i) 当該申請に関係する野生生物資源のその伝統的な利用が、提案されるバイオプロスペクティングを開始した、又は同バイオプロスペクティングに貢献若しくはその一部を形成する。及び

(ii) 当該申請に関係する野生生物資源に関するその知識又は発見が提案されるバイオプロスペクティングに利用される。

(4) 利害関係者が本節第 (3) (a) 款に定める利益を有する場合、公社は、担当長官の承認取得後、以下の場合に限り許可証を発行することができる。

(a) 申請者は、利害関係者に関連のあるバイオプロスペクティングに関する全ての重要情報を開示しており、並びに当該開示に基づいて当該資源の提供又はアクセスに対する利害関係者の事前の同意を取得している。

(b) 申請者及び利害関係者が以下を締結している場合。

(i) 当該資源の提供又はアクセスを規定する素材移転契約。及び

(ii) 関連するバイオプロスペクティングから派生することができる将来の利益を、利害関係者が分配することを定めた利益配分契約。

(5) 地域社会が本節第 (3) (b) 款に定める利益を有する場合、公社は、担当長官の承認取得後、以下の場合に限り許可証を発行することができる。

(a) 申請者は、地域社会に関連のあるバイオプロスペクティングに関する全ての重要情報を開示しており、並びに当該開示に基づいて固有の野生生物資源に関する利害関係者の発見のいずれかを、提案されるバイオプロスペクティングに利用するために、地域社会の事前の同意を取得している。並びに

(b) 申請者及び地域社会は、関連するバイオプロスペクティングから派生しうる将来の利益を地域社会が配分することを定めた利益配分契約を締結している。

(6) 公社は、ケニアの国民の代理として、野生生物資源に関わる全てのバイオプロスペクティングにおける共同パートナーとなるものとする。

(7) 担当長官は、公社の推薦で、バイオプロスペクティングにより発生する収益のうちの特定割合を、本法の規定に従い設立される野生生物基本財産基金に拠出することを要求するものとする。

(8) 担当長官は、本節の目的を実行するために、公社の推薦で、必要及び適切な

規則、規制及び指針を官報に掲載することにより公布することができる。

(9) 本節に定める規程又はこれに従い定める規則に矛盾する行為を働く者はそれらに違反したこととなる。

（中略）

第 13 編　実施及び遵守

110. 権限ある当局者は、

(a) 何人に対しても、本法又はこれに従い定める規則に基づき権限、許可証又は認可証が必要とされている野生生物資源に関連して、当該人物が行った又は取り組んだ行為に対する権限書類、認可証又は許可証の提出を要求することができる。

(b) 野生生物保全区域内又は同区域外で発見した野生生物の標本を所持している者に対して、当該野生生物の標本を所持する権限を与える権限書類、許可証又は認可証の提出を要求することができ、かかる証明書類の提出がない場合は、当該人物を逮捕し、並びに治安判事に引き渡すことができる。

(c) 本法に違反した又は違反行為に関連して野生生物の標本を所持している疑いのある者を捜索し、当該人物を逮捕及び拘留し、当該人物又はその代理人により当該野生生物の標本を運搬又は隠ぺいするために使用されている荷物、小包又は家屋を押収又は留置することができる。又は

(d) 違反行為に使用された工具、機器、容器若しくは媒体とともに、車両若しくは船舶を捜索し、並びに違反が行われたと信じる理由があることについて、野生生物の標本を押収及び留置することができる。

ただし、当該人物を拘留、及び当該財産を押収した権限ある当局者は、違反が行われた場所を管轄する治安判事に違反発生から 24 時間以内に当該人物及び押収品を直ちに引き渡さなければならない。

(e) 野生生物を捕獲し、危害を加え、又は殺す目的で設置された機器又は容器を没収することができる。並びに

(f) 本法の違反容疑者を逮捕するために、必要に応じて、土地、建物、船舶及び車両を捜査し、並びに情報収集を行うことができる。

(2) 本節第 (1) 款の規定にかかわらず、

(a) 本節に基づく押収品及び留置品が早期の及び自然な減衰を被りやすい場合、並びに同品を保存するための効果的な手段を講じることが合理的に実行可能ではない場合、同品を押収した職員又は当該職員に押収を命じた職員は、裁判所の命令を取得することなく、そうすることが望ましいとみなす場合は、同品を破壊又は別の方法で廃棄することができる。又は

(b) 明らかに違法の狩猟手段をその場所から排除することが実質的に不可能である場合、直ちに操作不能な状態にすることができる。

(3) 権限ある当局者は、

(a) その野生生物の状態を査定するために、又は現状において同職員が必要とみなす当該その他の行為を実行するために、土地、建物、船舶、車両、航空機又はトレーラーに侵入することができる。

(b) 認可証、許可証、登録簿、記録、管理計画及び本法に関係するその他の文書の提出を要求、検査、審査及び複製することができる。及び

(c) 本法に基づく違反行為を防止するためのあらゆる合理的な手段を講じることができる。

111. (1) 権限ある当局者又は監視補助員よりも上級の職員は、道路又は場所を跨いだ仮設障壁を設置することができ、並びにこの障壁に近づく者は、職員の求めに応じて停止し、及び本人の検査、及び職員が必要又は適当と考える場合は、車両の検査を行うことを受け入れるものとする。

(2) 何人も、

(a) 本節の第 (1) 款に基づき停止若しくは検査受け入れの要求がなされた場合、これを拒否することにより、又は

(b) 本節により職員に与えられる権限行使に対して、職員に攻撃、抵抗若しくは故意に妨害することにより、

違反を犯したこととなり、並びに有罪判決がなされた場合は 50,000 シリング以上の罰金、若しくは 6 か月以上の禁固、若しくは当該罰金及び禁固の両方に処せられるものとする。

112. (1) 大統領は、公社が本法に基づく機能を実行するために、必要に応じ、国家警察の監察官を通じて、制服を着用し及び訓練を受けた公社職員に、火器の利用を

認めることができる。

(2) 公社は、他の法執行機関、カウンティ及び地域社会の野生生物偵察者と連携し、全ての国立公園、国立保護区、野生生物保護区及び禁猟区において、野生生物のあらゆる安全保障上の問題を調整し、及び管理するものとする。

(3) 制服を着用し及び訓練を受けた幹部の構成員は、必須の訓練を受けた後、並びに代表者により権限を与えられた場合、法的職務の遂行中及びその遂行にあたり、以下の目的で火器を使用することができる。

(a) 以下に対する法執行の遂行中。

(i) 本法に基づき罰すべき違反を犯した者で、法的な監護下から逃走又は逃走を試みる場合。

(ii) 法的な監護下にある者をその監護下から力ずくで連れ出す又は連れ出そうと試みる者。

(iii) 自身又は他者の合法的な逮捕を力ずくで妨げようと試みる者。又は

(iv) 火器を使用して野生生物を違法に狩猟する者。

(b) 自己防衛のため、若しくは他の職員又は他者の防衛のため。

(c) 人命又は農作物又は家畜又は財産に危害をもたらす動物に対する国民及び財産の保護のため。

(d) 盗賊又は動物に対する訪問者の保護及び安全のため。

(e) 問題のある動物の管理の過程で。及び

(f) 野生生物に対する獣医療行為。

(4) 上記にかかわらず、制服を着用し及び訓練を受けた公社職員は、以下の場合は火器の使用を訴えてはならない。

(a) 第 (3) 款第 (a) (i) 項において、当該職員が別の方法により逃走を防ぐことができないと信じるに足りる合理的な理由がない、及び職員に逆らい火器を使用しようとしている人物に十分な警告を発していない、及びその警告が無視されていない場合。又は

(b) 第 (3) 款第 (a) (ii) 項、第 (a) (iii) 項若しくは第 (a) (v) 項において、当該職員が相手若しくはその他の者が重大な身体的障害の危険に瀕する、又は連れ出しを防ぎ、逮捕を実行し、又は場合に応じて、自身若しくは他の職員若しくは他の者を別の方法により守ることができないと判断する合理的な根拠を信用しない場合。

(5) 本法に基づき違反者が拘留された場合、拘留後 24 時間以内に最寄りの警察署又は管轄裁判所に当該違反者を引き渡すことが可能と判断されない場合、権限あ

る当局者は最寄りの公社事務所の適切な場所にその違反者を留置するものとする。

(6) 本節の第 (5) 款に従い逮捕され、及び留置された者は、48 時間以内に管轄裁判所又は最寄りの警察署に引き渡されるものとする。

(7) 野生生物保全区域に許可なく搬送する又は武器、弾薬、爆発物、罠又は毒物を所持して当該区域内に立ち入る者は違反行為に当たる。

(8) 担当長官は、公社の推薦により、国立公園、海洋保護区 (marine protected areas)、野生生物保護区及び禁猟区における野生生物の安全保障活動に関する規則及び規制を定めることができる。

第 14 編　雑則

113. 公社の公印は、場合により理事会又は評議会が指示できるよう保管するものとし、及び理事会又は評議会の命令に基づく場合を除き、使用することはできない。

114. 公社の構成員又は職員、従業員又は公社の代理人が行う事項又は事柄は、当該事項又は事柄が公社の機能、権限又は義務の遂行のために誠意を持ってなされた場合、構成員、職員、従業員又は代理人又は自らの指示に従う者に対して、いかなる行為、請求又は要求であれ、これらに対する自己の責任を生じさせるものではない。

115. 第 114 節の規定は、本法又はその他の制定法により公社に与えられた権限の行使を原因とする、若しくは全部又は一部の不履行又は業務によって、身体、財産又はいかなる利益の損害に対する公社の補償金又は賠償金支払の責任を免除するものではない。

116. 担当長官は、公社の推薦により、本法を実行又は実施するために定めることが必要又は適切である事項に対して又は当該事項に関して規制を定めることができる。

(2) 上記の一般性を損なうことなく、本節に基づく規則及び規制は以下の目的で定めることができる。

(a) 野生生物利用者の権利を付与する。

(b) 一般的又は特定の場合において、本法に基づき支払われるべき利用者手数料の金額を規定する。

(c) 本法に基づき付与又は発行することができる認可証、許可証又は権限の対象となる条件を指定する。

(d) 国立公園、国立保護区、暫定的な野生生物保全区域、野生生物保護区及び禁猟区における活動、並びに訪問者補償を規制する。

(e) 野生生物の保全及び管理における地域社会の参加を高める措置を規定する。

(f) 絶滅のおそれのある (endangered and threatened) 生態系、生息地及び種の保護を定める。

(g) 保護された給水塔の他の主導機関との共同管理のための措置及び仕組みを規定する。並びに

(h) 地域社会及びその他の利害関係者の代表者を理事会、評議会及び地域野生生物保全区域委員会に任命する方法を規定する。

(3) 本節に基づいて制定される規則は、公社が満足するように履行又は実行されるべき行為又は事柄を求めることができ、並びに公社に対して又は公社の当該行為又は事柄が履行又は実行されるべき条件及びその期日、期間又は期限を課す命令を発する権限を与えることができる。

(4) 解釈及び一般条項法の第 27 節の規定は本節に基づき定められる規則に適用されないものとする。

117. (1) 野生生物の管理、保護又は保全に関して生じる可能性のある係争は、伝統的な解決機構を含め政府権限移譲法において定める政府の権限移譲制度に基づき、第 1 審は可能な限り最下層構造に付されなければならない。

(2) 上述の方法において未解決のままとなる可能性のある事項は、適切と考えられるすべての場合において国家環境審判所にその判決を付し、この判決に従いその後の控訴は、該当する場合は、2011 年環境及び土地裁判所法に基づき設立された環境及び土地裁判所に委ねるものとする。

118. 野生生物（保全及び管理）法は廃止される。

119. 第 118 節にかかわらず、

(a) 本法の施行直前に、第 11 附則に定める国立公園、国立保護区、海洋保護区 (marine reserves) 又は禁猟区であった土地は、本法に基づき、国立公園、海洋保護区 (marine protected area) 又は禁猟区とみなされるものとする。

(b) 野生生物（保全及び管理）法に基づき付与され、及び本法の施行直前に

効力を有する認可証又は許可証は、公社の承認及び公社の推薦により、本法の規定に基づき認められたものとみなされ、並びに認可証又は許可証に定めるその効力に関する条件に従いこれらが無効となるまで、又は場合により、本法に基づく認可証又は許可証として更新されるまではその効力を有するものとする。

ただし、本法の施行直前に効力を有した認可証又は許可証が、本法に基づき現に禁じられている活動に関連する場合は、本法の施行により無効になるものとする。

(c) 野生生物（保全及び管理）法の範囲内に該当する規則及び規制は、本法に基づき定められる規則及び規制に取って代わるまで効力を持ち続けるものとする。及び

(d) 本法の施行直前に廃止された法律に基づき公社の雇用者であった者は、あたかも本法に基づき当該役職に任命されたかのように同職務の務め又は遂行を継続するものとし、及び廃止された法律に基づき雇用者に生じる全ての利益は、本法に基づき継続して雇用者に生じるものとする。

（以下、略）